

○石岡市旭台会館条例

平成18年3月24日

条例第6号

改正 平成25年12月18日条例第49号

平成31年3月22日条例第2号

石岡市旭台会館条例（平成17年石岡市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため石岡市旭台会館（以下「旭台会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 旭台会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石岡市旭台会館	石岡市旭台二丁目18番3号

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に旭台会館の管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う旭台会館の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 旭台会館の使用の許可に関すること。
- (2) 旭台会館の施設、設備及び備品等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（使用時間）

第5条 旭台会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第6条 旭台会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

(使用の許可)

第7条 旭台会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により使用を許可する場合は、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 旭台会館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、旭台会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 旭台会館を使用する者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、旭台会館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、旭台会館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第11条 使用者は、指定管理者に旭台会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収入）

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第14条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により旭台会館を使用できないときは、利用料金を返還することができる。

（損害賠償）

第15条 使用者は、故意又は過失により旭台会館の施設及び設備を損壊し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（特別の設備等）

第16条 使用者は旭台会館の使用にあたって、既存の設備を移動し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（販売行為等の禁止）

第17条 旭台会館及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合はこの限りでない。

（市の免責）

第18条 この条例又はこれに基づく規則に定める旭台会館の使用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の石岡市旭台会館条例（平成17

年石岡市条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

- 3 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例(平成17年石岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年12月18日条例第49号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第2号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表(第11条関係)

(平25条例49・全改, 平31条例2・一部改正)

1 旭台会館利用料金

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	摘要
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	
多目的ホール	1,360	1,680	1,990	定員50人
視聴覚室全	1,890	2,310	2,720	定員90人
視聴覚室1	1,260	1,470	1,680	定員54人
視聴覚室2	1,050	1,260	1,470	定員36人
和室	1,150	1,360	1,570	20畳
会議室(地下)	630	840	1,050	定員15人
会議室(1階)	840	1,050	1,260	定員15人
会議室(2階)	1,050	1,260	1,470	定員20人

備考

- 1 使用時間がこの表の区分の全時間に満たない場合でも、その区分の利用料金とする。
- 2 営利宣伝その他これに類する行為を目的とした展示場として使用する場合は、規定利用料金の5割増とする。

2 旭台会館附属設備利用料金

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	全日
----	----	----	----	----

	9 : 00~12 : 00	13 : 00~17 : 00	18 : 00~22 : 00	9 : 00~22 : 00
拡声装置 1 式	510	510	510	1,020
ビデオ装置 1 式	510	510	510	1,020
16mmスライド・映写装置	510	510	510	1,020